

施術所・出張業務に関する手引き

目 次

1. 新規施術所開設の流れについて・・・・・・・・・・	2 ページ
2. 施術所開設届 提出書類等・・・・・・・・・・	2 ページ
3. 施術所の構造設備基準等・・・・・・・・・・	3 ページ
4. 名称に関する規制・・・・・・・・・・	5 ページ
5. 広告の制限・・・・・・・・・・	5 ページ
6. 施術所開設届に変更が生じた場合・・・・・・・・	6 ページ
7. 施術所を休止・廃止・再開する場合・・・・・・・・	7 ページ
8. 出張専門業務について（あはきのみ）・・・・・・・・	7 ページ

※法律の名称を以下のように省略し、表示しています。

- ・あはき法：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律
- ・あはき法規則：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則
- ・柔整法：柔道整復師法
- ・柔整法施行規則：柔道整復師法施行規則

郡山市保健所

1. 新規施術所開設の流れについて

- ①事前相談（工事開始前に平面図等を持参の上、構造設備及び名称等について、必ずご相談ください。その際、窓口予約が必要です。保健所総務課 TEL：024-924-2120）



- ②施術所開設



- ③施術所開設届提出（開設後10日以内に、保健所総務課へご提出ください）



- ④実査（保健所職員が施術所の検査を実施します）

2. 施術所開設届 提出書類等

施術所開設の際には下記の書類を10日以内に提出する必要があります。（あはき法第9条の2第1項、柔整法第19条第1項）

＜＜個人開設・法人開設共通＞＞

必要書類等	注意事項
☐ 1. 施術所開設届（第1号様式）	「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」では様式が異なりますので、それぞれに開設届が必要です。
☐ 2. 建物の平面図	各室の用途、寸法及び面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置、ベッド・機器類の配置、消毒設備の位置を記入したもの。
☐ 3. 所在地周辺の見取り図	施術所の所在地がわかるもの（住宅地図等）敷地および建物の配置がわかるもの
☐ 4. 業務に従事する施術者の免許証の写し	原本確認のため原本もお持ちください。

＜＜法人開設の場合＞＞

必要書類等（法人）	注意事項
☐ 1. 定款（寄付行為）	法人による原本確認をしたもの
☐ 2. 登記事項証明書	発行後6か月以内のもの（原本）

＜＜個人開設の場合＞＞

開設者の氏名は、運転免許証等の原本により本人確認しますので、持参ください。

3. 施術所の構造設備基準等

(1) 構造設備基準

施術所には「構造設備に関する基準」が設けられています。開設にあたっては、次の事項に適合するようにしてください。（あはき法規則第25条、柔整法規則第18条）

構造設備基準	●6. 6㎡以上の専用の施術室を有すること ●3. 3㎡以上の待合室を有すること ●施術室は室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。 ●施術に用いる器具、手指の消毒設備を有すること
施術室の独立性	●施術所は住居・店舗等と構造上、機能上独立している必要がある。（出入口を別に設ける等明確に区画すること）。（指導基準）
施術室と待合室の区画	●施術室と待合室の区画は、固定壁等により上下左右完全に仕切られていることが望ましい。防災上、固定壁が難しい場合、固定されたパーティション等で区画することはやむを得ない。（指導基準）
プライバシー保護	●ベッドを2台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。（指導基準）
感染対策	●はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。使い捨てのはりを使用する場合は、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。

【同一建物内ではあはき法と柔整法の施術所を兼業する場合】

原則として双方の構造設備を設けることとなりますが、一定の条件下で、共有が認められます。なお、開設届はあはき法と柔整法に基づく届出がそれぞれ必要です。

兼業	●免許所有者が2人以上の場合、あはき法と柔整法の各々専用の施術室は、それぞれの構造設備基準を満たし、固定壁等により区画されたものとする。防災上、固定壁が難しい場合、固定されたパーティション等で明確に仕切られていること。（指導基準）
	●待合室も、施術室同様に区画することが望ましいが、十分なスペースがあれば、共有してもやむを得ない。ただし、待合室から他の部屋を通り抜けることなく各施術室に通じる構造であること。（指導基準）
	●あはき法と柔整法の両方の免許所有者が1人で施術所を開設する場合は、施術室を兼ねてもよいが、ベッドはあはき法と柔整法ごとに設置すること。なお、施術者を増員した場合にはそれぞれ専用の施術室を設けること。（指導基準）

※施術室の中で民間療法や他の医療類似行為を混在して行うことは「専用の施術室」の原則に反するためできません。

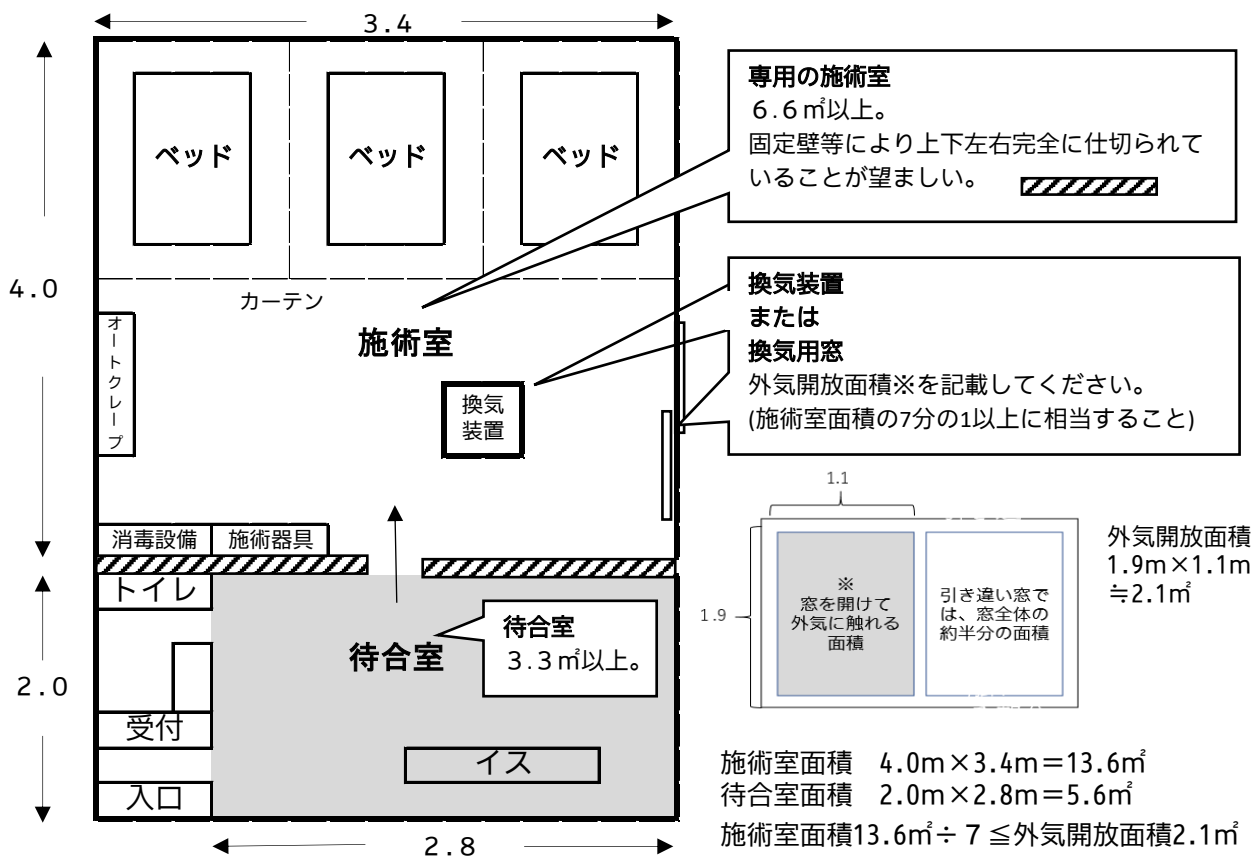
(2) 衛生上必要な措置

次の措置を講じてください。

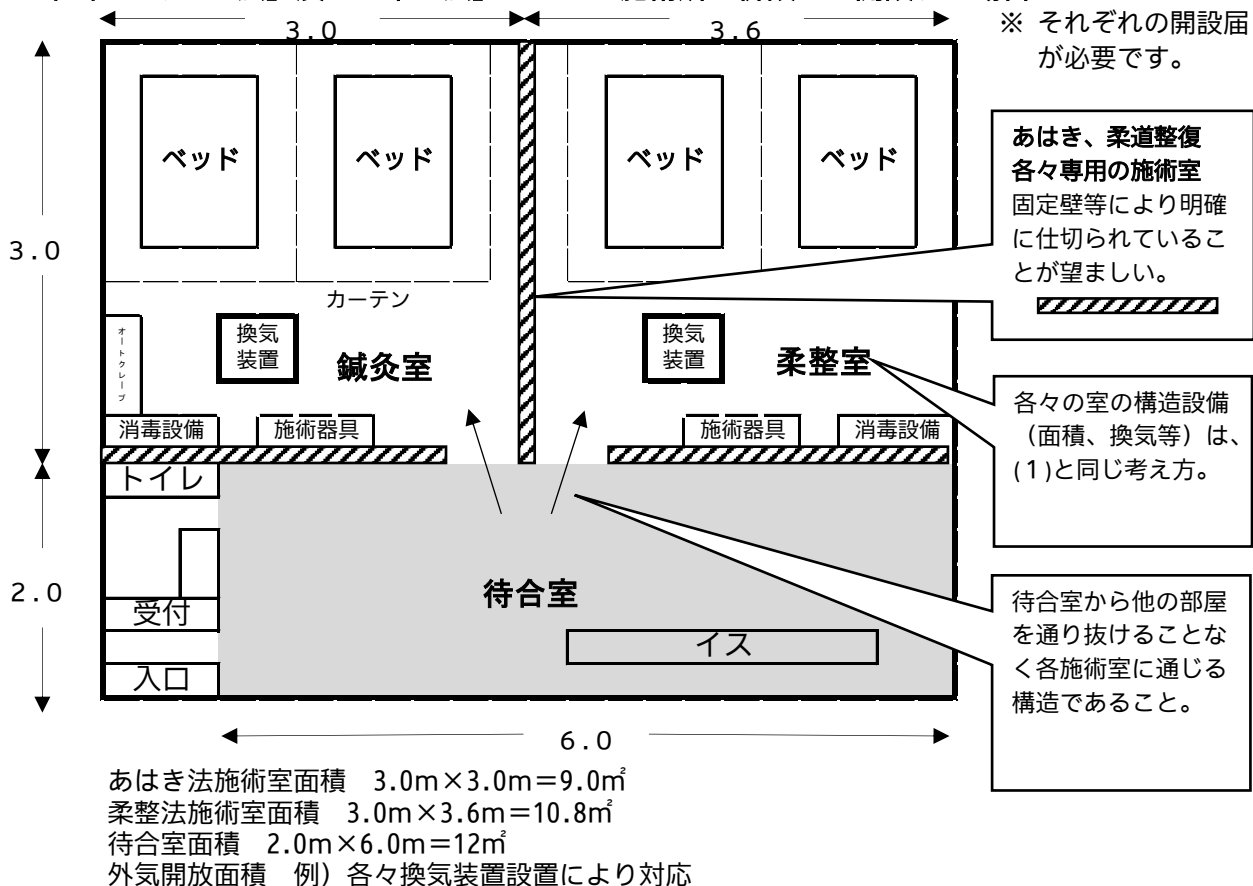
衛生上必要な措置	●常に清潔を保つこと。 ●採光、照明及び換気を充分にすること。
----------	--

施術所平面図（作成例）

（１）「あはき法」又は「柔整法」に基づく施術所のいずれか一方のみ開設する場合



（２）「あはき法」及び「柔整法」に基づく施術所を併設して開設する場合



4. 名称に関する規制

施術所の名称は、あはき法、柔整法及び広告ガイドライン※の規制を受けます。

【施術所名称として適している例】

提供する施術業態に「院」、「施術所（院）」又は、「治療院（所）」をつけること	〇〇マッサージ院、〇〇はり・きゅう院、〇〇鍼灸施術所、〇〇接骨院、〇〇鍼灸治療院 等
業務の種類のみを表記すること	〇〇マッサージ、はり・きゅう〇〇 等

【施術所名称として適さない例】

病院又は診療所等と誤解する恐れがあるものを含んでいる名称	〇〇診療所、〇〇治療所、〇〇療院、〇〇治療院、メディカル、クリニック等
あはき、柔整以外の施術所と紛らわしい名称	カイロプラクティック、リラクゼーション、リフレクソロジー、アスレチック、コンディショニング等
対象者を限定するもの	〇〇女性専門療院、レディース、スポーツ、アスリート、交通事故専門、むちうち専門等

※広告ガイドライン：厚生労働省「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（R7/2/18）。広告規制の詳細については、当ガイドラインをご参考ください。

5. 広告の制限

広告は、看板、掲示物、印刷物など、外部の不特定多数の人の目に触れるものが対象となります。あはき法及び柔整法で定めていること以外は原則広告できません。

広告できる事項

あはき法で認められている広告事項（あはき法第7条第1項）
(1) 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 (2) 第1条に規定する業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業） (3) 施術所の名称又は施術時間 (4) 施術日又は施術時間 (5) その他厚生労働大臣が指定する事項 ア. もみりようじ イ. やいと、えつ ウ. 小児鍼（はり） エ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段による届け出をした旨 オ. 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）

カ. 予約に基づく施術の実施 キ. 休日又は夜間における施術の実施 ク. 出張による施術の実施 ケ. 駐車場設備に関する事項
柔整法で認められている広告事項（柔整法第24条第1項）
(1) 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 (2) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 (3) 施術日又は施術時間 (4) その他厚生労働大臣が指定する事項 ア. ほねつぎ（または接骨） イ. 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨 ウ. 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。） エ. 予約に基づく施術の実施 オ. 休日又は夜間における施術の実施 カ. 出張による施術の実施 キ. 駐車場設備に関する事項

※(1)～(3)の内容は技能、施術方法又は経歴に関する事項を広告できません。

6. 施術所開設届に変更が生じた場合

施術所の届出事項に変更が生じた場合には、開設した者（以下開設者）は変更後10日以内に保健所総務課へ届出してください（あはき法第9条の2第1項、柔整法第19条第1項）。
 なお、開設者自体を変更（A法人⇔B法人、A個人⇔B個人、A個人⇔B法人）する場合は、変更届ではなく、新規開設の手続きが必要となりますので、予めご相談ください。

提出書類等		注意事項
☐ 施術所開設届事項変更届（第2号様式）		「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」では様式が異なります。
事項（変更内容）	必要添付書類	注意事項
開設者（個人）の住所・氏名	なし	住所・氏名（婚姻等）を変更したときは、変更のわかる書類（運転免許証等）をご提示ください。
開設者（法人）の住所・氏名	☐ 登記事項証明書	発行後6か月以内のもの
施術所の名称・業務の種類	なし	施術所の名称・業務の種類を変更するときは、事前に保健所総務課にご相談ください。

構造設備	☐ 建物の平面図	構造設備基準がありますので事前に保健所総務課へご相談ください。
施術者の追加	☐ 資格免許証の写し	原本確認のため原本もお持ちください。
施術者の退職	なし	

7. 施術所を休止・廃止・再開する場合

施術所を休止・廃止・再開する場合には、開設者は10日以内に保健所総務課へ届出してください（あはき法第9条の2第2項、柔整法第19条第2項）

提出書類等	注意事項
☐ 施術所休止（廃止・再開）届（第3号様式）	「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」では様式が異なります。

※開設者が死亡又は失踪宣告を受けたことによる代理による届出の場合は、届出者の欄に代理申請者の氏名・住所を記入してください。

8. 出張専門業務について（あはきのみ）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が自宅から出張専門による施術業務を開始する場合は、業務開始後10日以内に保健所総務課へ届出してください（あはき法第9条の3）。届出場所は自宅住所地を管轄する保健所です。

必要書類等	注意事項
☐ 1. あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）の出張専門業務開始届（第4号様式）	
☐ 2. 業務に従事する施術者の免許証の写し	原本確認のため原本もお持ちください。
☐ 3. 本人の自宅住所地が記載された身分証明書の写し	原本確認のため原本もお持ちください。運転免許証等

※すでに施術所を開設している場合は、出張専門業務開始届の提出は必要ありません。

※柔整法による出張専門業務は認められていません。

※事業所を住所として届出ることや法人名義で届出ことはできません。

出張専門業務の届出事項に変更が生じた場合や、業務の廃止・休止・再開の手続きについては、以下の書類の提出が必要となります。

変 更 事 項	提 出 書 類	添 付 書 類
氏名の変更	・出張専業業務廃止届（旧氏名） ・出張専業業務開始届（新氏名）	・資格免許証の写し （原本もお持ちください）
住所の変更 【郡山市内での引越】	・出張専業業務廃止届（旧住所） ・出張専業業務開始届（新住所）	・資格免許証の写し （原本もお持ちください） ・本人の自宅住所地在記載された身分証明書の写し
住所の変更 【郡山市外への引越】	・出張専業業務廃止届（旧住所） ※引越先での届出は、新しい住所地在管轄する保健所へ相談ください。	・添付書類不要
廃止、休止、再開	・出張専業業務廃止、休止、再開届	・添付書類不要

参考（根拠法令）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律

第9条の2第1項

施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

第9条の2第2項

施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第9条の3

専ら出張のみによつてその業務に従事する施術者は、その業務を開始したときは、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。その業務を休止し、若しくは廃止したとき又は休止した業務を再開したときも、同様とする。

柔道整復師法

第19条第1項

施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

第19条第2項

施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

～施術所・出張業務に関する手引き～

令和7年3月策定

令和8年9月改定